

令和元年

第 10 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和元年 10 月 25 日 午後 1 時 30 分から
場 所 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 西 方 敬	9 番 竹 内 浩
2 番 柳 田 三千夫	10 番 近 藤 剛 司
3 番 二 宮 賢 一	11 番 鈴 木 洋 有
5 番 野 崎 健 一	12 番 石 井 雅 浩
6 番 今 井 正	13 番 安 池 雅 美
7 番 福 島 啓	
8 番 吉 川 京 男	16 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

15 番 青 木 貞 治

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 27 号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第 28 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 29 号 非農地証明交付申請の承認について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による受理通知書について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第26条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので令和元年第10回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、15番青木貞治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、3番二宮賢一委員と5番野崎健一委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第27号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第27号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は議案書1ページと2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。大磯町長より令和元年10月4日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 《議案第27号1番を朗読・説明》

書記 議案第27号1番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

借り手は町内のNPO法人で、平成23年に農業参入して以来、当該農地を借りて酒米を栽培し続けています。

なお、10月10日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第27号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第27号1番の農地について、10月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は酒米などの栽培を行っている水田で、NPO法人が継続して借りることで遊休化防止と地域農業の振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と地域農業の振興が図られるとのことですよ。

では議案第27号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地はイノシシ被害がある地域ですが、対策はされていますか。

書記 電気柵を設置していますが、最近シカも出るとのことですので、今後は電気柵も高くするとか改善が必要になります。

委員 このNPO法人は、酒米の栽培以外に何かしていますか。

書記 酒米は県内の酒造メーカーに委託して日本酒を製造して配布・販売を行っています。酒米以外にもミカンを栽培して地ビールを委託生産しています。

また、野菜の栽培なども少量ですが行なっています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第27号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第27号1番は原案とおりの決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 それでは、次に議案第２８号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読の説明をお願いします。

書記 議案第２８号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書３ページでございます。場所につきましては総会資料の２ページと３ページをご覧ください。

《議案第２８号１番を朗読》

書記 本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

なお、１０月１０日に西方会長職務代理者、生沢地区担当の竹内委員及び事務局で当該農地について現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。議案第２８号１番につきましては、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

９番委員（竹内） ９番竹内です。議案第２８号１番の農地について、１０月１０日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第２８号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第２８号１番は原案とおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第 29 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。では、朗読と説明を事務局よりお願いします。

書記 議案第 29 号 1 番「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書 4 ページでございます。場所につきましては総会資料の 4 ページをご覧ください。

《議案第 29 号 1 番を朗読》

書記 議案第 29 号 1 番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地には、昭和 45 年の都市計画決定以前から家が建っており、農地性はなく、かつ、違反転用の追及を受けたことはありません。

なお、議案第 29 号 1 番につきましては、10 月 10 日に西方会長職務代理者と、西小磯地区担当の柳田委員と事務局で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。議案第 29 号 1 番につきましては、現地調査をお願いした柳田委員から説明をお願いいたします。

2 番委員（柳田） 2 番柳田です。議案第 29 号 1 番の農地について、10 月 10 日に西方会長職務代理者と私及び事務局で現地調査を行いました。

現地は家屋が建っており農地性がない状況であることを確認しました。また、非農地とすることによる周辺の農地への影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことですので、これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は以前に農業振興地域の除外に係る案件であった宅地に隣接した農地ですね。

書記 そうです。

委員 宅地だけでなく隣の農地にも家屋がかかっていたとのことですが、こういった経緯でそのようなことになったのかわかりますか。

書記 詳しい経緯については当時の地権者が亡くなられていて、町にも詳しい記録が残っていない状況なのではっきりとした理由はわかりません。ただ、家屋がかかっている農地は農振農用地にはなっていないため、宅地に家屋が建てられた時に錯誤で農地部分にかかってしまったので、その部分だけ農振農用地とはせずに分筆されたと考えられます。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第29号1番について申請のありました1筆について非農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第29号1番は申請のありました1筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書4ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の3ページから5ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から3番を朗読》

書記 報告第1号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、1番の現地の状況につきましては、10月10日に西方会長職務代理者、国府新宿地区担当の今井委員及び事務局で現地確認を行い、当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。報告第1号1番の農地について、10月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 市街化区域の納税猶予の耕作期間は20年で、市街化調整区域は終身ということでよろしいですね。

書記 はい、そのとおりです。市街化区域は20年間、市街化調整区域は終身となっています。

委員 猶予期間は相続が発生した日時からか。

書記 被相続人の死亡日より10ヶ月以内に遺産分割協議を済ませて税務署に相続の届出をしなければならないため、税務署からの通知日に記載された日からになります。

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 引き続き報告第1号2番の現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。報告第1号2番の農地について、10月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号2番を終わりにします。

議長 引き続き報告第1号3番の現地調査をお願いした国府新宿地区担当の今井委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番委員（今井） 6番今井です。報告第1号3番の農地について、10月10日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。当該農地はすべて適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号3番を終わりにします。

議長 次に、報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号の「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」については、議案書6ページと7ページの2件でございます。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 相続される農地が多いのですが、相続人は先ほど出ました納税猶予制度を利用されないのですか。

書記 相続人は町外の方で、すべて市街化調整区域の農地ですので、相続税を支払うことができれば納税猶予制度により終身耕作を選択されるよりも良いと考えられます。

委員 現実的に終身耕作は不可能ではないか。

書記 相続人が高齢になって耕作ができなくなった場合、親族が行なうか農地を貸し出して耕作を続ける必要があり、耕作が滞ると納税猶予が打ち切りとなり猶予期間に応じた利子付で相続税を支払うことになりメリットはないと考えられます。

議長 よろしいですか。特に他に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして

は、議案書 8 ページの 1 件でございます。場所につきましては総会資料の 9 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 3 号 1 番を朗読》

書記 報告第 3 号 1 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 3 号 1 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 3 号を終わります。

議長 次に、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書 9 ページの 4 件でございます。場所につきましては総会資料の 10 ページから 13 ページをご覧ください。

事務局

《報告第 4 号 1 番から 4 番を朗読》

書記 報告第 4 号 1 番から 4 番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第 4 号 1 番から 4 番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和元年第10回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時30分)